

第2回 武蔵野市三計画総合策定委員会 議事録

開催日時：平成14年3月22日(金)18:30～20:30

開催場所：武蔵野市役所 第8会議室

出席委員：17名(欠席なし)

傍聴者：3名

1. 開会

【会田福祉保健部参事】 皆様、こんばんは。夜分お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。今、委員長が遅れてみえるという連絡がございましたので、職務代理者として、天野副委員長の進行により、第2回目の策定委員会を始めさせていただきます。

【天野副委員長】 皆様、こんばんは。副委員長を務めさせていただきます天野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。まず委員長がお見えになるまでのところで、事務局のほうから資料の説明をしていただきたいと思います。

2. 配布資料説明 (略)

3. 報告事項

(3) 「武蔵野市地域福祉計画」について

【丸山委員長】 遅れて大変申しわけありません。

さて、本日の次第ですが、先に地域福祉計画の話聞いて、その後、サービス評価システムの検討報告も聞いた上で、私どもの審議する三計画のヒアリングの話聞いたほうが、議論ができるのではないかと思います。順番を変えていただきました。それでは、ある意味ではこの計画に位置するといいたまいますか、地域福祉計画についておまとめになったところを聞きたいと思ひます。

【大淵生活福祉課長】

(略) 資料2「武蔵野市地域福祉計画」および「武蔵野市地域福祉計画の概要」参照

【丸山委員長】 今の説明に何かご質問がありますでしょうか。この委員会に言及したところがかかなりありまして、高齢の計画と障害の計画も含めると5カ所ぐらい、具体的な施策はそこで検討と書いてあります。三計画総合策定委員会では3カ所ぐらい書いてあるようですけども、やはり具体的なことはそこで検討というような基調になっていますね。

【会田福祉保健部参事】 今、委員長からご指摘の三計画の総合と個別の計画、それぞれが地域福祉計画から何を引き継いで、どれを検討するのかということを整理させていただきました案を、急遽お配りさせていただいております。この資料に基づきまして、簡単に説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

(略) 資料「地域福祉計画の施策を所管する計画(案)」参照

【丸山委員長】 具体的な検討の役割のようところが紹介されましたが、ご質問ございますでしょうか。

【小平委員】 この計画の本文を読ませていただいた中で、関連するものについて3つほど質問したいと思います。

7ページでございます、絵図でございますけれども、上位計画に地域福祉計画があることはわかりますが、それとともに三計画が並列で出されております。この三計画につきましては、報告書を作成するに当たり、どのように、例えば部会のとおり作成し、合本するのか、それぞれ独立させたものを合本とするのか、三計画一体化した書き方にするのか、報告書のスタイルにつきまして、どういう形をとられるのか、今、事務局の考えておられることをお聞きしたいということが1つであります。

それから26、27ページに、実施主体の区分けというのが各項目について出ております。これは3つに分けてございまして、例えば、市民社協に関しましてはどこへも属さないで括弧書きになっております。ところが市民社協は、サービス評価についてもそうでございますが、当面、評価の推進体を、市民社協に第三者性を認めた上で、市民参加を特に促して、唯一の組織体として推薦しているということから考えましても、同じ括弧で書きながら、やはり市民のところへ載せるのが正当ではないか、それがこの計画全体をPRする上において必要なことではないかと思えます。私、この地域計画は、策定委員会を全部傍聴いたしました。それで、傍聴者の意見を聴取するアンケートにも、これを事業体の下に置いたのはおかしいのではないかと考えて一応述べておいたんですが、これは実現しなかったという結果であります。これについて、直すということではなくても、事務局としては、どういうお考えを持っているのかということをお聞きしたいと思います。

【丸山委員長】 最初の三計画のまとめ方を含めて、事務局はどのようなふうにお考えになっているか。

【会田福祉保健部参事】 三計画のまとめ方につきましては、初めて総合という形での策定作業をさせていただいております。したがって、先ほどご紹介申し上げました共通事項を一つのつなぎ役として、できればということ申すと、今の段階では、一つの合本した形での策定を

想定いたしております。そうはいつでも個別の専門的な課題がございますので、それは高齢者保健福祉計画としての課題、障害者計画としての課題という形で、合本はされているものの、その中身ではそのような区分けの中で記述するというのも可能かなと考えておりますので、3つのものが単純に合本されたということではなくて、共通部分につきましては、できるだけ共通の課題という形で掲げさせていただいて、特徴ある部分については、それぞれの分野での記述をするというイメージで現段階ではおります。

【大淵生活福祉課長】 それでは2点目の質問に対してお答えします。小平委員も地域福祉計画を傍聴していただいて、経過はよくご存じかと思うんですが、事務局もこのところは大変迷いまして、推進主体がいいのか、実施主体がいいのかということで、当初3つに丸をつけた箇所もございました。そうしましたら、当時の委員のほうから、それではわかりにくいということで、事務局も二転三転いたしました。

例えば、26ページの一番下をご覧くださいと思っておりますが、地域社協の活動拠点づくりというのも、実際に地域社協がやるんだから市民かなと、悩んだところもありました。確かに社協が事業者になるのか、いろいろと議論もあったんですが、事務局としては、今回は市民社協は事業者ということで。ただ、一般の事業者とは違うので、事業者というところに丸をつけましたが、括弧書きで、わかりやすく市民社協と表示させていただいております。

一番下のところ、市民と行政の役割分担の明確化というのは、ある程度、市民社協も活動計画の中で示す必要がありますけれども、行政のほうも市民社協がどういうふうに活動したらいいのか、この辺は上のほうにありますように、「市と市民社協は、地域福祉活動計画のなかでそれぞれの役割分担を検討します」ということで、「市と市民社協」と記述してございますので、これは行政と市民社協というふうに丸をつけました。一般の市民の方と行政と事業者をこのように分けさせていただいております。したがって、28ページのところは、ふれあいサロン・パソコン教室の充実ということで、こちらは今、市民と境南小の児童とが交流をして事業を推進しておりますので、ここについては市民というところに丸をつけさせていただきました。

確かに、小平委員のおっしゃるように、こういう分け方をしてしまうとなかなか市民のところに丸がつかないということですが、丸がつかないところは市民がノータッチだとか、行政がノータッチだということではございません。あくまでも実施の中心だということでご理解いただければと思います。

【丸山委員長】 今のご説明に何かございますか。

【原委員】 25ページ、26ページのところなんですが、小地域福祉活動の真ただ中にいる者としては、ここに書かれている評価というのは、あるべき姿というか、そうあってほしいと

いう意味ではわかりますけれども、現実問題としては、「充実した小地域福祉活動が展開されていない地域もあります」とありますが、言ってみれば、ほとんどの地域が七転八倒しながら、今、何が小地域福祉活動として可能かということを探っている状態が前提です。今、もうそれがあるということが前提になって考えていくというよりは、具体的に何をしたら意味が持てるかということまで引き戻して、今回考えていただかないと、図の上には載っているけれども、実際に機能させるのがすごく難しいということです。

特に26ページの「以上、13の地域社協のネットワークが完成しています」という表現にひっかかってしまいまして、13の地域社協は確かにできました。各々がものすごく一生懸命考えてやっているんですけども、現状では何をもってネットワークというのか、実際、ネットワークはやれる段階まで行っていないと考えております。これは極めて地域性が高いので、全部の地域の活動が同じになるということではないわけですから、そのことは大事にしたいんですが、その上で、ネットワークができて何か意味があるためには、大変慎重に取り組んでいただきたい。もうできているという前提でというよりは、その中で行政はどう組むのか、それから社協がどう組むのかということについて今回ここで検討していただくことを期待しながら、発言させていただきました。このところの市民の位置づけと、社協のあり方というか、関係性をどういうふうにするかということが最大の問題点だと思っているんです。

もう一つは、非常にささいなことなんですけど、10ページの財政状況の文章の1行目の「本市における歳入の6割以上と大宗を占める……」という意味がよくわからなくて、誤植か何かでしょうか。

【大淵生活福祉課長】 まず最初に26ページの「これまでの取り組み」に書いてございますように、現在13の地域社協ができています。今、原委員からございましたように、確かにいろいろと地域によって差があるということですが、これはこの委員会で検討するのではなくて、これから、平成14年度の春ごろに、活動計画をつくる策定委員会が立ち上がりまして、その中で検討させていただきたいということですので、どうぞご理解をいただきたい。

その次にまいりまして、10ページなんですけど、本市における歳入の6割以上の大宗を占めるということは、要するに100とすると、この6割以上が武蔵野市では市税が占めているわけなんです。それをここでこういう表現をしているわけです。要するに、大きく占めているのは市税収入ですという意味でございますので、これは誤植ではございません。

【原委員】 非常に珍しい使い方なものですから、あえて行政の文章はわからないと散々言っていて、特に高齢者福祉の問題でなぜこんな言葉をお使いになったかと思ひまして、ちょっと質問いたしました。

【大淵生活福祉課長】 以後もう少しわかりやすい言葉を使いたいと思います。

【丸山委員長】 地域活動計画、社協を含めて、この委員会では、これについてはあまり議論しないで、ほかの委員会で議論するということがよろしいですか。

【原委員】 別の委員会でなさるのはわかっているんですけども、こちらの委員会として、役割分担というとおかしいんですけども、何をそちらに期待するかということを出していかないと、それぞれ市民のほうは、何を中核としてやっていくかということがわからない。ここの部分はどうしても市民に担っていただかなくちゃならない。だから、これが生きるような計画を立てると言っていたほうが、多分、住民としては考えやすいと思うんです。

【丸山委員長】 言っていただくというのは、我々が言えということでしょうか？

【原委員】 そうです、基本計画のほうで。

【原田委員】 私もそんなのはあります。例えば、こころのバリアフリーの推進というのがありますけれども、障害者という部分で所管することにはなっていますけれども、実施に当たってはかなり地域活動計画の部分でも絡んでくるだろうと。とりあえず所管計画ということで分担するということがわからないでもないんですけども、やはりほかの計画との絡みを意識して考えていったほうがいいと思います。

【丸山委員長】 そうしますと、そういうご意見ですので、細かいところはこの委員会は検討しないけれども、意見は出していこうということでもよろしいでしょうか。

【原委員】 そういう期待というか、ここはやってもらいたいというようなことは、出したほうがいい。

【丸山委員長】 実施に当たっての活動計画でやってほしいとか、社協のほうでやってほしいとか、そういうような話は出していこうということですね。わかりました。

【安部委員】 7ページのところで、地域福祉計画の上位計画として武蔵野市第三期長期計画第二次調整計画があるというご説明がございましたけれども、歴史的経過から言うと、地域福祉という概念ができてきたのは、2000年の社会教育法の改正以降だと書いてある。だとすると、もともとは武蔵野市の長期計画というものが上位計画としてあって、それに今度は高齢者保健福祉、介護保険、あるいは障害者計画というふうに、それぞれの分野ごとに策定していた、それが今度は3つを合同、気持ちの上でも合同で策定したらどうだろうかということに変化してきた、それから地域福祉計画というのは、この場所がいいのか、書く場所としては大変難しいんですけども、地域福祉計画とその他のものをダブらせると頭がこんがらがっちゃうんですね。

むしろ地域福祉計画というのは、ベーシックなものというか、これを見ると新しい社会福祉のサービスシステムとして生まれたものだと言っていますので、だからこういうふうにしたほう

がわかりやすければ、もちろんこれで別に差し支えありませんけれども、位置づけとしては、やっぱり全体のベースになるものとして、あるいはコア概念として、地域福祉というものがクローズアップされてきたと。

もっと言うならば、説明によれば、いわゆる生活保護的中心のものから、言うならばコミュニティ全体の福祉をコミュニティの力によって創生していくんだといったような、大きな思想的な変化が伴っているんだということを考えると、一応この書き方が一番いいのかなということは、ちょっと研究してみたいなという気がいたします。

それから2番目、この地域福祉活動計画というところで、今度は市民社協との関連が出てきて、やっぱり中心概念が幾つかできてくるんですね。だから、行政が中心である、それから地域福祉計画、それから今度は市民社協と。それはそれでいいと思いますけれども、よほど整合性を保っていただかないと混乱するのではないかという気がいたします。

それからもう一つ、さっき原委員からちょっとお話がありましたけれども、文章表現の問題です。私は、例えば外来語はどういう使い方をしなさい、あるいは略語を使うときにはどういう省略をしなさいとか、何か市にそういう申し合わせのようなものがあれば見せていただきたいな。というのは、こういう文章については既に総務省でつくっていますけれども、必ずしもそれに従わなくてもいいので、コミュニケーションに成功する、この計画をつくって、市民に見てもらったことによって、市民がその趣旨を理解し、何とか気持ちを燃やしてくれるためにはどうするかと。そうすると、言葉の表現の問題が出てくるでしょうし、細かいことを言えば、「です」、「ます」が、「である」でいいのかといったような修辭的な問題もあるだろうし、あるいはイラストなんかもどうこういうのもあるでしょうし、行政革命の武蔵野ですから、適当な機会を見て、1回、何かそういう表現修辭学の問題を取り上げてもらえばおもしろいのではないかと思います。

【丸山委員長】 武蔵野市は平成5年に既に第1回目ですか、地域福祉計画を立てておりますので、それとの関係も含めてご説明願えますか。

【大淵生活福祉課長】 それでは、第1点目の地域福祉計画の位置付けでございます。これは今委員長からご説明がございましたように、市は、平成5年3月に第1回目の地域福祉計画をつくっております。その中で、例えば、今お話に出ました地域社協なんかも、地域社協をつくりなさいというような記述がございます。それを受けて、地域福祉活動計画でもその辺がうたわれまして、活動計画に基づいて、地域社協をつくっていったという経過があります。特に地域福祉計画が真ん中になっておりますのは、地域福祉計画が中心ということではなくて、ほかの介護保険事業計画等よりは、地域福祉活動計画のほうが、地域福祉計画とは関連が強いということで載せてございます。

あと、先ほど言いました長期計画が上位計画にございまして、長期計画の中でも、平成13年度に児童とのかかわりを視野に入れて地域福祉計画の策定をなささいというようなことが書かれています。それから地域福祉計画は個別の事業計画は盛り込まないで、理念計画が中心だということで、細かい具体的な計画については各個別の計画のほうにゆだねているということでございます。

あと、先ほど3点目の文章表現については、私どもはあまり研究していませんが、ただ、今回の地域福祉計画については、「です」「ます」調でそろえているつもりでございます。

【丸山委員長】 おっしゃるように、やはり表現はできるだけわかりやすいものにするということを努力して、カタカナもできるだけ使わないように。使う場合には、どういうことかということがよくわかるようにして使うということにしたいと思います。

【大淵生活福祉課長】 それから、各項目ごとに一応ルビを振ってございまして、説明はつけているつもりでございます。例えば、12ページでは3つほど、例えば地域社協はどういうものかとか、小地域福祉活動、テンミリオンハウス事業、レモンギャブ事業。目新しい言葉については、うちのほうで脚注をつけたつもりでございます。

【丸山委員長】 そのほかにもございますか。

【秋田委員】 43ページの生活支援センターのネットワークづくりで、「びーと」をやっているんですが、「びーと」の位置づけというんですか、障害が重度の子どもたちは、今、現実的に使えないようになっているんです。そこをどういうふうになさるの。それから例えば、福祉作業所がございませぬ、福祉作業所に寮からひとりで通勤している子たちが使っている現状が多々あるんですよ。そこに書いてあります「障害者とその家族を支援するため」と言うんですが、武蔵野市の人が使っているのは、ほんとにわずかとは言いませんが、重度の子は使えないんです。そのところを福祉のほうはどうなっているのか。

【丸山委員長】 それは今後の具体的検討の中でご議論いただければいかがでしょうか。

【秋田委員】 そうなんです、親の人たちとこういう話をしていると、位置づけがどうなっているのか、そこを説明してもらったほうがいいのではないかとこのところがあるんです。今後でもいいです。そのところをきちっと家族もわかるようにしていただければと思っています。

【丸山委員長】 そのほか地域福祉計画の中で、何かご質問がありますか。

【原田委員】 資料「地域福祉計画の施策を所管する計画(案)」で、ここでもちょっと触れていただきましたけれども、このあたりの考え方、例えば、先ほど申し上げましたけれども、心のバリアフリーというのは、計画は障害者という所管となっていますけれども、ほかの部分もかわってくる。あるいはテンミリオンハウスなんかも高齢者だけなのか、9番のケアマネジメン

トにつきましても、支援費制度の中では、障害者もかかわってくるであろうとか、権利擁護についても高齢者になっていますが、これも障害者がかかわってくるというふうに、実際にはまたがる部分があるかと思えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

【会田福祉保健部参事】 これは地域福祉計画の中でそれに関連する記載があるものということで、ひとまずここで所管する計画を記載させていただいた次第であります。これはそれぞれの個別計画部会で検討していただきながら、最終的には総合の策定委員会の場で、再度それぞれの個別計画での検討の中身をさらにすり合わせさせていただくという機会を持ちたいと思っておりますので、そこでまたご議論いただくということになるかと思えます。

【丸山委員長】 計画ではここで検討せよと書いてあるけれども、それは総合してもよろしいという話ですか。ほかになれば、計画についてはこういうふうにご理解いただいて、割り振りもここで検討するというを前提に進めていきたいと思えます。

報告事項(4)「武蔵野市サービス評価システム検討委員会報告書」について

【丸山委員長】 それでは、地域福祉計画と関連するわけでありませけれども、サービス評価システム検討委員会について、どういう関連があるかも含めてご説明を願いたいと思えます。

【長澤高齢者福祉課長】

(略) 資料「武蔵野市高齢者保健福祉サービス評価システム検討委員会報告書」参照

【丸山委員長】 先ほどの地域福祉計画の報告とあわせまして、この委員会では、報告を受けて、それに対する意見があれば出していくということですか。

【長澤高齢者福祉課長】 今回、こちらのほうでサービス評価の検討委員会の報告書を出させていただいた主な理由としまして、基本的には武蔵野市では高齢者福祉総合条例の中で、サービス評価システム、第三者評価事業については述べられてございますけれども、これから、場合によっては、先ほど委員のご指摘があったように、障害のほうの部分もかかわってくる可能性はあろうと。一応武蔵野市は、高齢者の分野で先行的にやっている評価システム検討委員会ではこういう報告を出しましたということをご認識いただければよろしいかなということで出させていたいただきました。

【丸山委員長】 わかりました。

【月村委員】 多分、今の説明の最後の部分だと思うんですが、障害分野も来年4月、支援費制度になります。サービス評価は今、東京都がやっているわけですがけれども、おそらく、ここかなり重なっていくのではないかなと思っているのが1つ。

それと、費用のことなんですが、将来的には評価機関が受審事業者から費用を徴収する、した

がって当面は市のほうで助成するという考えだと思うんですけども、東京都のサービス評価は、実は私、委員として参画させていただいているんですが、障害部門は全面的に事業者が払うという考え方なんです。そうしますと、考えようによっては、事業者が何百万円もかけてサービス評価を受けるかどうか、そうすると何の意味もなくなっちゃう。本質的な問題は実は別のところにあると思うんです。したがって、来年、支援費制度になったときにも、ここをかなり意識して、障害部門のほうのサービス評価も費用の問題についてやっていかないと質の確保がされないということが言えるのかなというのが1つあります。

それと、これは質問なんですけれども、8番目の(2)なんですけど、サービス評価機関は、専門性ということと、事業者への影響力ということで、市民社協が適切だということで選択された。その辺について、もうちょっと詳しくご説明いただきたい。

【長澤高齢者福祉課長】 個別の部分で、社協が優先しているというよりも、実際に現状の中で、サービス評価システムを武蔵野市で立ち上げる場合に、武蔵野市の福祉サービスを市内で一番知っているのは市民社協であるというのが1つ。

それから専門性とか、事業者への影響力。事業者への影響力というのは、社協というNPOとは違った公益性というんですか、その辺をかなり意識していると考えております。そのようなことで、幾つかのNPO事業者があるのは私も承知して、委員会の中でも議論にはなったんですが、武蔵野市のサービス評価をするという意味では市民社会福祉協議会がよろしいでしょう、そのような議論だったと思います。

【安藤委員】 唐突なことを申し上げるようなんですけれども、5番目の評価項目のところですが、「利用者から見た事実や満足度を示す項目とする」と書いてあります。利用者の満足度を推しはかることは大事なことです。それは、事業者として非常に大事なことだと思っています。お客様に満足していただけたかどうかということが大事なんですけれども、私は、それと事業者のサービス評価とは同じではないと考えているんです。満足度をサービスの評価項目に含めていくというのが、ちょっとどうなのかなと思うところがありますので、それについてお考えをお伺いしたいと思います。

【長澤高齢者福祉課長】 十分な説明ではなかったかもしれませんが、利用者の満足度というよりも、こちらの委員会の報告書にも記載してございますが、利用者の視点から見たサービス評価をしよう、それで、そのことについて利用者に、実際の場面の中で利用者のお話を聞きましょう。結果的に満足度的な要素の部分もあるかと思いますが、委員会の中でもかなり利用者満足度、利用者評価についていろいろと議論があったところなんですけれども、事業者評価だけで事業者の評価をしてしまうのではなくて、利用者側からもある程度の意見といたしますか、

お話を聞く中で、結果的にいい情報提供になるというような形だったと思います。具体的にはそれぞれ利用者項目と評価項目ということで、先ほど言いましたこちらの報告書の後ろのほうに個別的なものは書いてございますが、これは事業者とかなり近い項目を、質問項目と同じような部分で、利用者の視点から見た質問という形で構成されると委員会の報告ではなってございます。

【丸山委員長】 いろいろとご質問、ご意見ありましたら、また今後の検討にゆだねたいと思いますので、これで報告書の説明は終わらせていただきます。

【安部委員】 1つだけ、資料「地域福祉計画の施策を所管する計画(案)」を見ますと、福祉教育による人材づくりというのが地域福祉となっているんです。これについては、意見を述べる機会はないのでございましょうか。私は福祉教育による人材づくりのところについては、少し余計に話したいと思っていますので、もしそういうチャンスがなければ、役所に来てもらえばそれを聞いてあげるよというならばそれでもいいし、またその機会があるならば、そのときにしたいし。

【丸山委員長】 先ほどのご説明では、この割り振りは地域計画の、文中の割り振りをまとめたとおっしゃっていましたので、それを拡大すると、どこにでも意見は言っていていいと考えますがいかがでしょうか。

【会田福祉保健部参事】 ひとまずの割り振りを、表にしてお示したわけでございます。地域福祉計画のほうの記述は一応もうこれで完結されておりますけれども、今後、これに関連して個別の計画の中で触れていただくということは結構でございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。また安部委員のほうから今後、例えば、市民の福祉力の育成についてご意見をお出しただけなのであれば、むしろ地域福祉計画というよりは、個別の計画の中でどこの部分が拾えるのか、あるいは記述の中に盛り込めるのかというご議論をしていただければと思います。

【安部委員】 その場はまた持たれると考えていいですか。

【丸山委員長】 持つようにいたします。ですから、もう書かれてはいるけれども、個別の計画の中に、もしかして人材云々という必要があれば、そこに提案をするということになると思います。よろしいですか。

報告事項(1)第1回武蔵野市三計画総合策定委員会個別計画部会報告

【丸山委員長】 それでは、次第の報告事項の1番にありました、前回の総合策定委員会の後、個別の計画の部会が開かれましたので、それについてのご報告をそれぞれから簡単にさせていただきます。

(略) 各個別計画部会 議事録参照

【丸山委員長】 報告を2つさせていただきましたが、何かお気づきの点とかコメントがございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

報告事項(2)三計画総合策定ワーキングチームによる地域懇談会

【丸山委員長】 それでは最後の議題になります。三計画の総合策定ワーキングチームが、地域懇談会と称しまして、市民のご意見を伺っているわけですが、これについての報告を願いたいと思います。

【会田福祉保健部参事】

(略) 資料1 参照

【丸山委員長】 まだ地域懇談会は続いているわけですか。

【会田福祉保健部参事】 2月の段階でひとまず一区切りをさせていただきまして、これからは、例えば、適宜行うということで考えておりますけれども、支援費制度については、また別に支援費制度だけに限った住民の説明会を障害者福祉課のほうで考えております。この三計画の策定作業に関して申せば、中間のまとめなどをお出しするころまでが一つの区切りかなと考えております。そのように、これから適宜行ってまいりたいと考えております。

【丸山委員長】 ワーキングチームという形で皆さんのご意見を聞いているということですが、この中身も含めて、今後、我々が検討していく上で、どのようなご意見を聞いていくとか、何かご意見ございましたらどうぞ。

【鈴木委員】 5回の地域懇談会で、参加者数は書いてあるんですけども、利用者数というのはどのくらいなのでしょう。利用者数に対して参加者数がどのくらいあったかというのは、懇談会が無事に周知されたかどうかというのを見るのに必要な数字ではないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

【会田福祉保健部参事】 利用者というとらえ方なんですけれども、例えば、65歳以上の高齢者という考え方でとらえますと、2万2千何百人といらっしゃいますし、障害者をお持ちの方ということで申しますと、3種類の手帳と、あと難病をお持ちの方ということになると、4,300人とか4,400人とかという、そんな対象者ということになってしまいます。

これはあくまでも、地域の皆様方にお越しいただくということで、4カ所のコミュニティセンターを計画させていただいたのと、あと、障害者福祉センターと障害者総合センターの2カ所は、施設を利用なさっている方を中心に呼びかけをさせていただいたということでございます。

【丸山委員長】 後ろのほうについている当日参加できなかった方の意見というのは、何か手紙か何かなんですか。それともお聞きになったんですか。

【米山高齢者福祉課サービス調整担当係長】 当日参加できなかった方のご意見については、その後、障害者福祉センターの職員に寄せられた意見をまとめたものでございます。

【月村委員】 6回で248人、障害者福祉センターと障害者総合センターの数を見ると約130人、半数を超えていますね。多分、障害者福祉センターと障害者総合センターに出席された方は、障害者ご自身かもしくは障害者の親だと思っんです。だから、先ほども出ましたけれども、やっぱり団体ヒアリング、個人ヒアリングというのは、何らかの形で少しやらないといけない、つまりそれだけ話す機会が少ない、欲しいという要求なのかなというのが一つあります。

それともう一つが、最初に開催の目的とあるんですが、特に障害に関してご説明された市の職員の方で構わないんですが、福祉保健部職員によるメンバーの問題意識形成の場と書いてございますけれども、これに参加されて、ご説明された障害者福祉の方のコメントというか、感想をお聞きしたいと思っております。

【丸山委員長】 前回の障害の部会でも悉皆調査、団体のヒアリングをというようなこともありましたがいかがですか。

【江幡障害者福祉課長】 団体、グループ等のヒアリングにつきましては、前回の障害者部会のほうで課題をいただいて、内部で計画案を詰めているところでございます。団体あるいはグループの皆さんのヒアリングを実施するというところで最終的な詰めを行っております。

あと、参加した職員のコメントということで、一言ずつ。

【小田島障害者福祉係長】 私は、14日の障害者総合センターを担当したんですけれども、参加者が多いことはもちろんですけれども、切実な生の声を聞いて大変有意義だったと思います。

【茂木障害者福祉課長補佐】 今、月村委員からお話がありました障害者福祉センターのほうに出ておりました。先ほど、報告がありましたように、障害者計画に関する事ということで、かなりの量のいろいろな多方面にわたる要望とかご意見をいただきまして、これまで以上にいろいろと細かいところまで考えて対応しなければいけないと感じました。

【明田障害者福祉センター所長】 私の場合は、障害者福祉センターの所長という立場で出席させていただきました。初めて皆様のご意見をお聞きいたしまして、非常に私自身が参考になりました。また障害者施策について取り組む姿勢というのも、いろいろと勉強させられました。大変ありがとうございました。

【月村委員】 僕も実は障害者センターと、2回出たんです。出て気がついたことが2つ、3つあります。1つが今回の資料を見てははっきりとわかると思っんですが、障害者福祉はやっぱり相変わらず箱物を必要とするニーズが非常に高い。いろいろな分野の施設ですが、施設。これが1つ。

それともう一つが、来年4月から施行される支援費制度に対する不安感、誤解も多分あると思うんです。したがって、さっきちょっとお話がありましたけれども、早急に説明会をやったほうがよろしいかなというのが1つ。

それともう一つは、これは全くの私見です。言い過ぎかどうか分かりませんが、武蔵野市として障害者福祉でやっていることをはっきり言うべきじゃないかというのが、私の感想なんです。つまり、他市と比較するというのはいいことかどうか分かりませんが、やはり進んでいる部分もあるわけです。僕は、それを、遠慮しないで市民に向けてアピールしてもいいんじゃないかと思っています。

【安部委員】 レポートの6ページのちょうど中ごろに、「厚生労働省は難病の見直しを進めていてその一部を難病の指定から外そうとする動きがあるようだが」ということについての意見があります。これについては一つの誤解があるんです。それは、難病でなくなった、つまり原因がわからない、治療法が確立しない、それを難病というわけですが、それが変わったので難病という指定からは外すといったような性質のものと、難病に対する対策そのものを見直して縮小する、それからもう一つは、従来は措置であったものが介護に変わったために、そこにずれが出てくるというようないろいろな問題があることは事実なんです。

ですから、その辺を、患者のほうも、単に難病の見直しとは難病切り捨てだという考え方をしないで、我慢できる難病の人は、ある程度我慢することはあっても、何らかの形でサポートしないと生きていけない。特に今度3割負担になりますと、金がないがゆえに治療できないという問題が出てくる可能性があるんです。

ですから、いわゆる学問的な定義から難病であるかないかということもあるだろうけれども、同時に、具体的に今までの措置から介護に変わったり、あるいは今のような医療費負担の変化というものの中で、患者自身が、何というか、すき間で大変苦しんでいるということが、事実あります。

これは厚生労働省と東京都と武蔵野市と、その3つが必ずしも全部一致していません。東京都なんかは大分進んだことをやっていただいたし、三多摩では武蔵野市が一番いいので大変うらやましいぐらいですが、必ずしも武蔵野市で全部できるわけではないにしても、認識として一つそういうことを考えただいて、ぜひサポートしていただきたいと思います。

【丸山委員長】 私も障害者部会としてちょっと申し上げたいんですが、難病の方がここで意見を言っているというのは、当然、市の障害者計画の中には、難病の方で障害者手帳を持たない方も、この計画の対象として考えているということの証左だと思っておりますが、計画の中には具体的に、やはり難病の方についてのサービスとか何かを検討する必要があると思うん

ですが、その点は当然やっていこうというので、よろしいでしょうか。

月村さんが「依然、障害者は箱物を求めている」とおっしゃいましたが、そうでしょうか。つまり、箱がほかにないからつくってくれという趣旨ですか。ここの議論の中にも出てくるんだろうと思うんですが、ほかの箱は使えないのかというのは。

【月村委員】 両方あります。

【丸山委員長】 それはどんな観点で……。中身に突っ込むよりも、その観点も大事ではないかと思うんですが、いかがでしょう。これは総合計画だということの中に、既にあるものを使えないのかという提案や、そちらにないものをこちらであれば相互に使ったらどうかとか、そういう観点があるのではないかと思うんです。障害者の方たちは、そういう意見を言っていられないでしょうか。つまり、老人のほうの箱があるなら使いたいとか、ほかのところにあるのを使わそうとか、そういうような話はないんですか。

【月村委員】 地域懇談会の中ではそういう話は出ていないです。あくまでも障害という分野の中で、卒業後の施設が欲しいとか、グループホームが欲しいとか、あるいはそうじゃなくて、例えば、最近23区で、はやっているのかもしれませんが、学校の空き教室を利用してどうのこうのという話がありますね。そういう話は、懇談会の中では出ていないです。ただ、その辺の話は、いずれまた部会の中でいろいろと出てくるんじゃないかなと思っています。

【小平委員】 今、私も1カ所だけ、このヒアリングに出てみたんです。やはり雰囲気といたしましては、出席の方、ほとんどが障害の方関係、それから討論も障害の方が多かったんです。

その中でということではございませんけれども、きょう、実は堀田力さんの記念の講演会を武蔵野公会堂で聞いたんですが、高齢者福祉についてということで、その中で盛んに言っておられたのが、これは極端ですけれども、グループホームをポストの数ぐらいつくったらいいじゃないかと。結局、今おっしゃいました箱物じゃありませんけれども、グループホームの場合、非常にたくさん空き家があるんだろうから、学校だとかそういうものを利用すればお金もかからない、ややテンミリオンハウスのなところもあるだろうと、運営費がかかるだろう。グループホームに関しては、一番初めの計画で見せていただいた緑町ですけれども、公団で建てかえをやっております。これは、私の住んでいる桜堤でもやっておりますけれども、そこへ2つのユニットをつくるという話を書いてございます。このユニットのグループホームは障害者とか、介護保険とか、それぞれ1つずつという意味なのか、この辺は事務局にお聞きしたいところが1つ。

要望といたしましては、桜堤の公団住宅は、今やっております工事で全部終わってしまいます。そうしますと膨大な土地があいてまいります。民営化になれば余計なところがあれば売却されてしまうかもしれない。桜堤の跡地を、公団と折衝して福祉施設をつくるというようなことをやり

たいというのが長期計画にも出ております。これらに関しまして、事務局はこれからどう考えていくのか、その辺についても、ひとつ、ヒアリングとはちょっと離れるかもしれませんが、部会でやるのかお聞きしておきたいことだと思います。

それからもう一つ、当初の介護関係で説明があったんですが、認定の問題であります。特に、障害では今度、支援費支払い等でもって認定が必要になってまいります。介護保険でも武蔵野市では、認定審査会でコンピューターズレを是正しているという話であります。その中で、13年度で、果たして、コンピューターの認定と実際の認定との認定結果の違いがどういうふうに出たのか、その辺のところをお聞きしたいことと、13年度が全体で2,980人の認定者がありましたが、先日の予算委員会で傍聴した際にいただきました資料によりますと、3,271人と確実に認定者が増えております。その中でも、要介護1が、実に1年間で160人と大幅になっております。この辺も、一応事務局としてつかんでおられると思うんですが、後の部会でも結構ですからお知らせ願いたい。

【丸山委員長】 できるだけ共通話題にしていきたいと思ひまして、グループホームについては、障害のほうで大分経験されていますが、安藤さん、何かご意見ありますか。

【安藤委員】 箱物の議論をしても仕方がないのですが、一応ポイントはサービスが選べるようになる、当事者の主体性が尊重されるということが重要なことではないかと思っています。したがって、箱がないから用意してほしいというニーズは当然であります。しかしながら、これまでと同じようなやり方でそれを用意していくのは、果たしてそれでいいのかという問題が、やっぱり一方にあるかと思うんです。そこで、そこには、当事者の意見もしくは家族の意見を踏まえた事業者のアイデアがかなり求められてくると思います。

グループホームについても同じではないかなと思います。私も実は今日、肢体不自由児父母の会から、重度の肢体不自由児の皆さんのグループホームの研究方法というのを託されてまいりましたので、委員長、もしよろしければ、それを皆様に後でお配りしたいと思います。グループホームについては、武蔵野市においては、まだその緒についたばかりということですので、これから大いにディスカッションしていけたらと思います。

【丸山委員長】 グループホームというのは箱物なんですか。小さい箱ではあるけれども、あれは箱物とは言わないんじゃないでしょうか。

【秋田委員】 箱物とは言わないでしょうけれども、肢体不自由の人たちのグループホームですと、やはりそれなりの施設が必要ですし、知的の子どもたちのグループホームですと普通のおうちでも構わないわけです。ですから親が始めればいつでもできるわけです。でも、親がやっていくのでは運営上の問題が出てきます。ですから、やはり法人なりをお願いして運営をしていた

だかなければということで、私たちはそれを運動しているんですが、やはり重度になると、大変ということがありますから、それなりの、箱物ではなくても……。

それとともに、グループホームとはまた違うんでしょうけれども、武蔵野市の中で使われている、いろいろな、例えば東京都の福祉作業所ですが、市町村に移管されるということも聞いております。まだ、そこまでしっかりとした話し合いはしていないようですが、一応移管されるという話になっていますが、市のほうではどうなっているのか。

それと、その中に70名ぐらいいて、武蔵野市の人が14名ぐらい、あとは他市から来ているというのがありますし、職員は20名ぐらいだそうですが、東京都の職員ですから、またそのところで違ってくると思うんですけど、そういう箱物はどうなるのかなという、今、作業所が足りなくなっておりますので、箱物というとなんかどうなのかなと、これは親の立場からです。

【丸山委員長】 グループホームはぜひ、委員会でも突っ込んで議論をしていただきたいと思うんですが、事務局の方で、グループホームの今の施策について何か情報がありましたら……。

【長澤高齢者福祉課長】 高齢者福祉課の立場から申し上げますと、先ほど都営住宅の建てかえのお話でしたが、武蔵野市で都営住宅の建てかえに伴いまして、痴呆性のグループホーム、これについては、現段階では要望という形で、まだ正式に東京都と協定を結んでいるわけではないですが、現計画の中で痴呆性グループホーム3ユニットという目標値がございますので、その中でご提案を申し上げている段階でございます。

【丸山委員長】 地域福祉計画の中にはグループホームという言葉が出てこないようですね。

【江幡障害者福祉課長】 障害者福祉課の分野では現在、厚生労働省はグループホームというんですけども、東京都は生活寮といい、2カ所既にオープンしております。知的障害者の生活寮でございますが、そのほかに、長澤高齢者福祉課長も申しました緑町のところにも希望としては重度身体障害者の方々が対象のグループホームを考えているところです。

【丸山委員長】 また今後の検討をぜひしていただきたいと思います。それから今もう一つ、要介護認定者が大分急増しているということですが、私、もう一つ加えて、障害の方で認定されている方もいらっしゃるだろうと思いますけれども、もしわかれば、どんな様子か教えてください。

【会田福祉保健部参事】 要介護認定の方の増加というのは、小平委員のご指摘のように、大変ございまして、平成13年2月末と平成14年2月末を比較しますと、13年2月が合計の数値で3,020名、14年、ことし2月末で3,364名ということで、11.4%の増加でございます。

ただ、要介護認定の場合には、認定だけ受けてサービスをご家族が担われていて、とりあえず介護保険のサービスはいいよとおっしゃる方がある程度いらっしゃいます。この中で、実際に居宅サービスをお受けになっていらっしゃる方の数も増えています。平成13年2月の段階が、居宅サービスを実際に受けていらっしゃる方が1,803人いらっしゃいます。平成14年2月末で2,079人ということで、こちらは要介護認定の伸びよりも多く、15.3%の伸びということになっております。ということで、要介護認定の方並びに居宅サービスを受けていらっしゃる方の数はともに伸びていて、サービスを受給されている方のほうが伸び率が高いということがございます。

障害者手帳を持っていらっしゃる方が何人いるかというのは私ども、今把握していないんですが、40～64歳までの第2号被保険者の方ということで申しますと、要介護認定を受けていらっしゃる方が、現段階で93名。この中で、居宅サービスを受けていらっしゃる方が、現段階では64名いらっしゃいます。ともに、やはり先ほどの伸びと同様の伸びを示しておりまして、特にサービスを受けていらっしゃる2号の方の伸びは、昨年比べて33.3%、3分の1も伸びているという状況でございます。

【丸山委員長】 地域懇談会の報告の中ではいろいろなご意見がありまして、先ほど、職員の方のお話でも、非常に生の声といいますか、切実な声を聞いたとおっしゃっていましたが、できるだけこういうのを検討に取り上げるようにお願いしたいと思います。

それでは、時間が来てしまいましたので、きょうは、地域福祉計画の考え方と、この委員会に託された具体的な検討の内容と、大ざっぱな分担のことを理解していただきましたのと、それからサービス評価の報告を受けて、それに対する検討も我々はしなければいけないということがわかりました。具体的な検討はこれからでありますけれども、ぜひ共通の観点で、従来から出ていることも含めて、突っ込んでご討議願いたいと思うところです。

4. 確認事項

(1) 次回の日程および内容について

【丸山委員長】 それでは、これからの日程をご説明願えますでしょうか。

【会田福祉保健部参事】 それでは次回の三計画の総合策定委員会の日程につきまして、ご提案申し上げます。第1回目のときに、おおよその予定表をお配りさせていただきました。その予定表によりますと、この次の、17名お集まりいただく総合の策定委員会は平成14年7月ということで予定させていただいておりますが、平成14年7月26日金曜日午後6時半からということでご提案申し上げます。

【丸山委員長】 先の話ですけれども、7月26日金曜日ということですので、ご予約をお願いします。

【会田福祉保健部参事】 それで今、お配りさせていただきましたA4横の「当面の個別計画部会の進め方」について、一応確認をさせていただきたいと存じます。今、申しましたように、7月は総合の策定委員会なんですけど、当面4月、5月、6月と個別計画部会が続いてまいります。4月の個別計画部会はもう既に予定を立てさせていただきましておりまして、4月22日月曜日が高齢と介護、25日木曜日が障害と予定させていただいておりますが、ひとまず4月から5月ぐらいの個別計画部会の進め方としては、今、お配りしました内容によるものにさせていただきたいと思います。

大きく申す1つ目が、個別計画の位置づけの確認。これはそれぞれの時代の背景ですとか、対象者・財政の推移、これは前回も委員の皆様方からご指摘があったことだと思います。それから3つ目としては理念だとか、重点施策はどうであったのかといったことの位置づけの確認をまずさせていただきました。

あと、大きな項目の2番目として、これは第1回目の策定委員会のときにもお配りしてございますけれども、計画の課題と対応策ということで、私ども、まとめさせていただいております。若干手直しが入るかと思いますが、共通の課題は何であるのか、そして個別の計画部会として担っていかなければいけない課題は何であるのかといったような柱で4月、5月につきましては、当面進めさせていただければと存じます。

【丸山委員長】 また4月、よろしく願いいたします。これで第2回目の会議を終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした。

—— 了 ——